

令和2年度（2020年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

民 法

D日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は3枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和2年度（2020年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	民	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。解答は、設問に示された日時にかかわらず平成29年改正後の民法によること

問題1（10点）

以下の事項について、典型例を挙げて簡潔に説明しなさい。

- ・準消費貸借

問題2（15点）

以下の〔問い〕に答えなさい。

Xは、金沢市に甲土地（更地）を所有していたが、遠方に住んでいたため、甲を十分に管理できていなかった。

2019年4月、地面師グループABCが甲を使った詐欺を企てた。Aは、Xのパスポート、印鑑証明書、実印、甲の権利証等を精巧に偽造し、Xになりすました。BはXになりすましたAとの間で、実在の弁護士になりすましたCの立ち会いの下、甲の売買契約を締結し、司法書士Dに移転登記を委任した。XになりすましたAとBの共同申請により、甲についてBへの所有権移転登記がなされた。

2019年5月、Bは、Yとの間で甲の売買契約を締結した。Yは、マイホーム用地を探しており、甲がYの描くマイホームのあり方に適した土地であったので購入することにしたのであった。その後、BYの共同申請により、甲についてYへの所有権移転登記がなされた。この間、Yは、甲の登記簿を確認したものの、Aのなりすましなど、上記の事情を全く知らなかった。

2019年7月から甲でYのマイホームの建築が始まり、同年11月に建物乙が完成した。

2019年12月末、たまたまXが久しぶりに甲を訪れたところ、甲に乙が建っており、不審に思っYに尋ねたところ、Bから購入したと伝えられた。あわててXが甲の登記簿をとったところ、XがBに甲を売ったことになっており、所有権登記が移転されていることがわかった。その後、様々な調査をした結果、Xは、上記の事情を把握した。

〔問い〕

Xは、Yに対し、甲の所有権移転登記を抹消すること、乙を取り壊して甲を明け渡すことを請求した。これらの請求が認められるかについて、法的根拠を示して自己の見解を述べなさい（現在は、2020年2月である）。